

第 2 調査結果の概要

序

本調査は、住民基本台帳から調査客体として6,000世帯を無作為に抽出し、(抽出率1/1223)、そのうち、調査不能世帯3,275世帯を除く2,725世帯とその世帯員5,876人を集計対象として分析を行っている。(回収率45.4%)

また、併せて2,725世帯に属する満20歳以上の世帯員を対象とし、福祉のまちづくりに関する意識等を調査し、4,581人から回答を得て、その分析を行った。

ここでは、結果を述べる前に、東京都の世帯と人口について述べる。

1 東京都の世帯と人口

「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(東京都総務局)によると令和3年1月1日現在、東京都の世帯総数は7,341,487世帯、人口総数は13,843,525人、平均世帯人員は1.89人である。

地域別にみると、区部の世帯数は5,258,484世帯、市町村部は2,083,003世帯で、世帯総数に占める割合は、それぞれ71.6%、28.4%である。

また、人口は、区部が9,572,763人、市町村部が4,270,762人で、人口総数に占める割合は、それぞれ69.1%、30.9%となっている。

平均世帯人員は、区部が1.82人、市町村部が2.05人である。(表1)

表1 東京都の世帯と人口

	世帯数	構成割合	人口	構成割合	平均世帯人員
総数	7,341,487	100.0	13,843,525	100.0	1.89
区部	5,258,484	71.6	9,572,763	69.1	1.82
市町村部	2,083,003	28.4	4,270,762	30.9	2.05

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月）」(東京都総務局)

2 世帯と人口の推移

令和3年の世帯総数は7,341,487世帯で、前年と比べて、42,793世帯増加している。

地域別にみると、区部の世帯数は、22,381世帯増加しており、市町村部の世帯数は、20,412世帯増加している。(表2)

また、令和3年の人口総数は、13,843,525人で、前年と比べて8,600人増加している。

地域別にみると、区部の人口は、2,154人増加しており、市町村部の人口は、6,446人増加している。(表3)

表2 世帯数の推移

(各年1月1日現在)

	総 数			区 部			市町村部		
	世帯数	増減数	指数	世帯数	増減数	指数	世帯数	増減数	指数
平成23年	6,324,293	48,933	91.8	4,454,380	33,652	90.6	1,869,913	15,281	94.7
平成24年	6,368,485	44,192	92.4	4,487,407	33,027	91.3	1,881,078	11,165	95.3
平成25年	6,633,677	265,192	96.3	4,710,069	222,662	95.8	1,923,608	42,530	97.4
平成26年	6,699,669	65,992	97.2	4,763,324	53,255	96.9	1,936,345	12,737	98.1
平成27年	6,784,195	84,526	98.5	4,831,123	67,799	98.3	1,953,072	16,727	98.9
平成28年	6,889,954	105,759	100.0	4,915,330	84,207	100.0	1,974,624	21,552	100.0
平成29年	6,994,147	104,193	101.5	4,997,068	81,738	101.7	1,997,079	22,455	101.1
平成30年	7,096,624	102,477	103.0	5,077,122	80,054	103.3	2,019,502	22,423	102.3
平成31年	7,198,348	101,724	104.5	5,157,231	80,109	104.9	2,041,117	21,615	103.4
令和2年	7,298,694	100,346	105.9	5,236,103	78,872	106.5	2,062,591	21,474	104.5
令和3年	7,341,487	42,793	106.6	5,258,484	22,381	107.0	2,083,003	20,412	105.5

表3 人口の推移

(各年1月1日現在)

	総 数			区 部			市町村部		
	人口	増減数	指数	人口	増減数	指数	人口	増減数	指数
平成23年	12,646,745	55,102	94.3	8,541,979	39,452	92.8	4,104,766	15,650	97.5
平成24年	12,686,067	39,322	94.6	8,575,228	33,249	93.2	4,110,839	6,073	97.7
平成25年	13,130,762	444,695	97.9	8,951,575	376,347	97.2	4,179,187	68,348	99.3
平成26年	13,202,041	71,279	98.4	9,016,342	64,767	97.9	4,185,699	6,512	99.4
平成27年	13,297,586	95,545	99.1	9,102,598	86,256	98.9	4,194,988	9,289	99.7
平成28年	13,415,349	117,763	100.0	9,205,712	103,114	100.0	4,209,637	14,649	100.0
平成29年	13,530,053	114,704	100.9	9,302,962	97,250	101.1	4,227,091	17,454	100.4
平成30年	13,637,348	107,295	101.7	9,396,595	93,633	102.1	4,240,753	13,662	100.7
平成31年	13,740,732	103,384	102.4	9,486,618	90,023	103.1	4,254,114	13,361	101.1
令和2年	13,834,925	94,193	103.1	9,570,609	83,991	104.0	4,264,316	10,202	101.3
令和3年	13,843,525	8,600	103.2	9,572,763	2,154	104.0	4,270,762	6,446	101.5

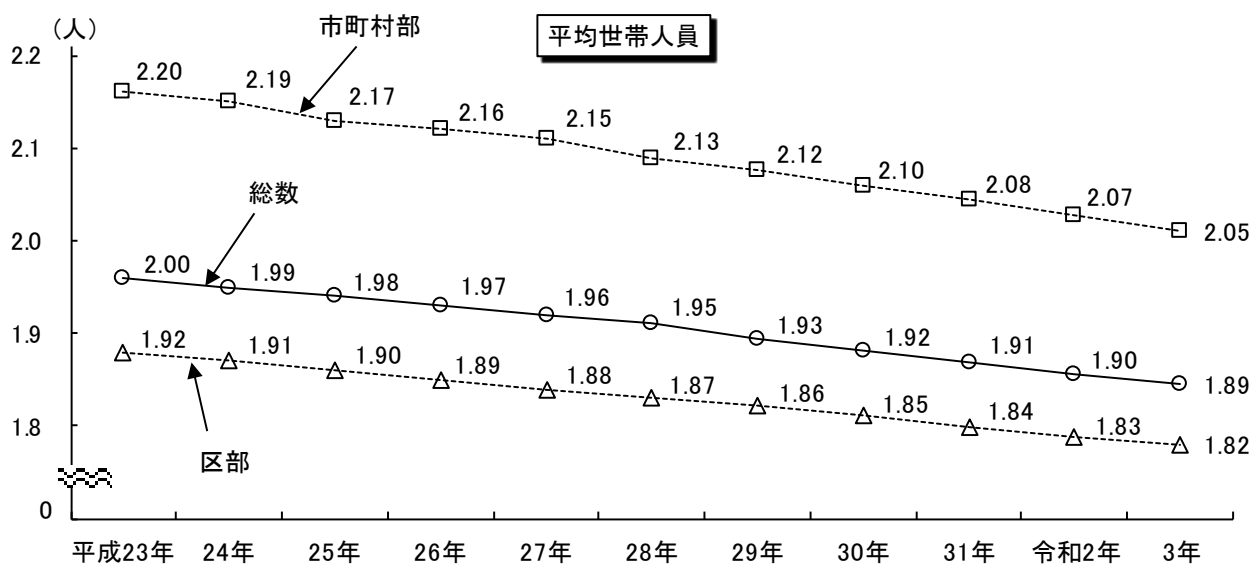
(注) 法改正により平成24年7月から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年1月以降の人口は、日本人と外国人を合わせたものである。

資料：表2,3ともに「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月）」（東京都総務局）

3 平均世帯人員の推移

平均世帯人員は、年々減少を続けており、令和3年は1.89人である。(区部1.82人、市町村部2.05人)(図1)

図1 平均世帯人員の推移



資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月）」（東京都総務局）

4 標本の抽出及び一部結果の推計

(1) 標本の抽出方法

次の方法により標本を抽出した。

- ① 『住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月1日）』（東京都総務局）を利用し、そこに掲げられた町丁別の7,341,487世帯を40世帯ずつまとめ、183,537地区を設定した。
- ② ①の手続きにより得られた母集団地区数183,537地区から150地区を系統抽出した。

(2) 推計方法

抽出された標本から母数を推計するには次の式によった。

$$\bar{T} = \frac{M}{m} \cdot \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^n \alpha_i X_{ij}$$

M：母集団調査地区数（183,537） m：標本地区数（150）
n：標本地区内世帯数（40） α_i ：第i番調査地区の回収率の逆数（補正係数）
 X_{ij} ：第i番調査地区第j番世帯での計量

(3) 標本誤差（信頼度）

推計値の標本誤差（信頼度95%）は次の算定式によった。

$$\sigma(\bar{T}) = N \sqrt{\frac{M-m}{M-1}} \cdot \sqrt{\frac{S_b^2}{m}}$$

$$S_b^2 = \frac{1}{m-1} \cdot \sum_{i=1}^m (\mu_i - \bar{X})^2$$

$$\mu_i = \frac{1}{n} \sum_{j=1}^n X_{ij}$$

$$\bar{X} = \frac{1}{N} \cdot \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^n \alpha_i X_{ij}$$

信頼度95%では、標本誤差 1.96 $\sigma(T)$
標本誤差率 $\frac{1.96 \sigma(T)}{T}$

N：母集団世帯数（7,341,487）

(4) 出現率 $\bar{\mu} = \frac{1}{N} T$

	推計数	標本誤差	標本誤差率	出現率
両親がいる世帯	1,128,842	117,959	10.45	15.38
母子を含む世帯	139,924	40,252	28.77	1.91
父子を含む世帯	12,352	10,730	86.87	0.17
介護等が必要な人(在宅6歳以上)がいる世帯	516,291	67,241	13.02	7.03
介護等が必要な人(在宅6歳以上)がいない世帯	6,560,115	86,841	1.32	89.36

(注) ここでいう標本誤差とは、推計数の前後に標本誤差の幅をとれば、その中に全数調査から得られるはずの値が95%の確率で存在すると考えてよい。